国立大学法人東京農工大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （趣旨） 第１条　この細則は、国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(以下「規程」という。)第２条第７号、第46条の4、第46条の5、第46条の7、第46条の9、第46条の10、第46条の11、第46条の12及び第46条の15の規定に基づき、並びに同規程を実施するため、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における独立行政法人等非識別加工情報の提供について必要な事項を定めるものとする。	本則 （趣旨） 第１条　この細則は、国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(以下「規程」という。)第２条第７号、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の9、第46条の10、第46条の11、第46条の12及び第46条の15の規定に基づき、並びに同規程を実施するため、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における独立行政法人等非識別加工情報の提供について必要な事項を定めるものとする。	
（新設）	（心身の故障により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者） 第５条の２　規程第46条の６第２号の細則で定める者は、精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
（準用） 第13条　第５条（同条第６項を除く。）、第７条、第９条（同条第１項第１号を除く。）及び第10条までの規定は、規程第46条の12第１項の提案をする場合について準用する。この場合において、第５条第１項及び第２項中「別紙様式第１号」とあるのは「別紙様式第６号」と、第９条第１項中「別紙様式第３号」とあるのは「別紙様式第７号」と、第９条第３項中「別紙様式第５号」とあるのは「別紙様式第８号」と読み替えるものとする。	（準用） 第13条　第５条（同条第６項を除く。）、第５条の２、第７条、第９条（同条第１項第１号を除く。）及び第10条の規定は、規程第46条の12第１項の提案をする場合について準用する。この場合において、第５条第１項及び第２項中「別紙様式第１号」とあるのは「別紙様式第６号」と、第９条第１項中「別紙様式第３号」とあるのは「別紙様式第７号」と、第９条第３項中「別紙様式第５号」とあるのは「別紙様式第８号」と読み替えるものとする。	

附　則（令和元年９月14日細則第５号）

この細則は、令和元年９月14日から施行する。